奈良県公安委員会告示第１０９号

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９９条の２第４項第１号イに規定する技能検定に関する技能及び知識に関する審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに同法第９９条の３第４項第１号イに規定する自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関する審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号。以下「規則」という。）第２条及び規則第１０条第２項において準用する規則第２条の規定により公示する。

平成２０年１２月１２日

奈良県公安委員会

委員長　山　口　昌　紀

１　実施する技能検定員審査及び教習指導員審査の種類

⑴　技能検定員審査及び教習指導員審査（大型）

⑵　技能検定員審査及び教習指導員審査（中型）

⑶　技能検定員審査及び教習指導員審査（普通）

⑷　技能検定員審査及び教習指導員審査（大特）

⑸　技能検定員審査及び教習指導員審査（大自二）

⑹　技能検定員審査及び教習指導員審査（普自二）

⑺　技能検定員審査及び教習指導員審査（牽（けん）引）

⑻　技能検定員審査及び教習指導員審査（大型二種）

⑼　技能検定員審査及び教習指導員審査（中型二種）

⑽　技能検定員審査及び教習指導員審査（普通二種）

２　実施日時及び審査項目

⑴　実施日時

平成２１年１月１９日（月）から同月２１日（水）までの間において奈良県公安委員会が指定する日時

⑵　審査項目

ア　技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

イ　教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

３　実施場所

橿原市葛本町１２０番地の３

奈良県警察本部交通部運転免許課

４　携行品

運転免許証、鉛筆及び消しゴム

５　申請手続及び受付期間

⑴　審査申請書の交付

奈良県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）において交付する。

また、封筒の表に「審査申請用紙請求」と朱書し、８０円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上、運転免許課あて郵送し、交付を受けることもできる。

⑵　申込み方法

審査申請書に必要事項を記入し、所定の写真をはり付けた上、直接、運転免許課に提出すること。この際、１の⑴から⑺までに掲げる審査を受けようとする者にあっては受けようとする審査に用いる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を、１の⑻から⑽までに掲げる審査を受けようとする者にあっては受けようとする審査の種類に応じ、それぞれ規則第３条第１項第２号から第４号まで又は第１１条第１項第２号から第４号までに定める書類を提示すること。

なお、規則第１７条に該当する者にあっては、その旨を証明する書面の写しを添付すること。

⑶　受付期間

平成２１年１月５日（月）から同月９日（金）までの午前９時から午後５時まで

６　審査手数料

奈良県警察手数料条例（平成１２年３月奈良県条例第４５号）第１０条に定める額とする。

７　その他

申請手続についての問い合わせは、運転免許課（電話番号０７４４－２５－５２２４）に行うこと。